

議案第 124 号

伊賀市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例の全部改正について

伊賀市障がい者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 23 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市障がい者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例

伊賀市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 141 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、障がい者支援多機能型事業所（以下「事業所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 障がい者の福祉向上を図るため、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 6 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第 15 項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う事業所を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|------------|---------------|
| きらめき工房いが | 伊賀市愛田 513 番地 |
| きらめき工房あおやま | 伊賀市阿保 2026 番地 |

(事業内容)

第4条 事業所は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活介護に関すること。
- (2) 就労継続支援に関すること。
- (3) 法第77条第3項に規定する事業のうち市長が別に定めるもの

(管理)

第5条 事業所の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(定員)

第6条 事業所の定員は、次のとおりとする。

| 名称 | 生活介護定員 | 就労継続支援定員 |
|------------|--------|----------|
| きらめき工房いが | 15名 | 10名 |
| きらめき工房あおやま | 6名 | 14名 |

(利用対象者)

第7条 事業所を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定による措置に係る者
- (3) その他市長が必要と認める者

(使用時間等)

第8条 事業所の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 事業所の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間等を変更することができる。

(使用の許可)

第9条 第7条の規定に該当する者で、事業所において第4条の規定によるサービスの提供を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第10条 前条の規定により許可を受け、当該許可に係るサービスの提供を受けた者（以下「使用者」という。）は、法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免又は徴収猶予)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金の全部若しくは一部を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設及び設備器具等の使用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条に掲げる事業に関する業務
- (2) 事業所の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他事業所の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者が事業所の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して5年間とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、伊賀市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。